



## 年末調整について

11月になるといよいよ年末が近づいて来たかと感じます。今年も年末調整の時期となりました。今年の変更点をお伝えいたします。

ここ数年は年末調整の大きな改正が続き、覚え直すことが多かったと思います。令和4年につきましては昨年と変更がありません。

例年、源泉徴収義務者の方向けに送付されていた「年末調整のしかた」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」及び「源泉徴収税額表」のパンフレット等の送付は無くなりました。それに代えて、リーフレットが送付されています。

国税庁HPから年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

税務署主催の年末調整説明会については、実施していません。

ペーパーレス化と大規模説明会実施の取りやめは近年コロナ禍の影響も後押ししていよいよ進んだ感じですね。

### ■ 年末調整に向けて近年の改正点のおさらい

#### (1) 押印義務の改正

令和3年より源泉所得税関係書類について税務署へ提出する書類は、押印を要しなくなっております。それを受けて令和3年からの年末調

整では以下の源泉所得税関係書類について押印は不要となっております。

- ① 令和5年の扶養控除等異動申告書 扶
- ② 令和4年の保険料控除申告書 保
- ③ 令和4年の基礎控除等申告書 基・配・所
- ④ 令和4年の住宅借入金等特別控除申告書

#### (2) QRコードの追加

令和3年の様式から、記載のしかたが確認できるQRコードが右上に付きました。読みをすると国税庁のHPに飛びます。動画による記載方法の説明もあります。なお記載する項目そのもの自体は昨年と変わりありません。

#### (3) 電子データの証明書

令和2年の年末調整から保険料控除申告書に添付する保険会社などが発行する控除証明書は、ハガキなどの書面による提出から保険会社などから交付を受けた控除証明書の電子データでの提出が可能となっております。これを受けて、控除証明書データを添付することによる提出が出来ます。

令和4年10月1日以降はさらに社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除の「控除証明書」の電子データ提供も加わることになりました。

### ■ 令和5年分 給与所得者の扶養控除等異動申告書の変更点

令和4年と令和5年の扶養控除等異動申告書の項目を見比べてみると以下の項目が変更されております。

(1) 非居住者である親族、生計を一にする事実欄にチェック項目が増えている。

(2) 住民税に関する事項に追加されている項目

①退職所得等を有する配偶者、扶養親族

②寡婦又はひとり親欄

どちらの項目も対象となる方はごく少数だと思います。該当者がいそうな場合以外はあまり気にされなくてよいと思います。



(3) 上記の項目変更の説明

① 扶養親族者の範囲が変わります。

令和5年1月1日より 30歳以上70歳未満の非居住者につきましては扶養親族から除外されます。

ただし次に掲げる場合のいずれかに該当する人であれば、令和5年1月1日以降もこれまで通り扶養親族となります。

(あ) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

(い) 障害者

(う) 扶養控除の適用しようとする居住者から、その年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

留学生であっても、上記に該当する方については☑をすることにより扶養対象であると判断します。

年末調整で上記(あ)、(う)の該当者に対して扶養控除の適用を受ける場合は、扶養控除等申告書以外に次のような書類の確認が必要となります。

(あ) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

現行の親族関係書類に加えて当該扶養親

族が扶養控除対象に該当する旨を証する書類（在留カードや留学ビザ等の書類）及び送金関係書類

(う) 扶養控除の適用を受けようとする居住者から、その年において、生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

当該親族が対象者であることを明らかにする書類（現行の送金関係書類で、その年における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類）

扶養判定については令和5年分以降の所得税について適用されるため、令和5年以降の給与及び年金の源泉徴収税額に影響します。

② 退職手当等の欄について

所得税と住民税では、配偶者控除や扶養控除を適用するうえで、所得の条件が多少異なります。

所得税では退職所得を含めた合計の所得金額で扶養判定しますが、住民税では退職所得を含めない所得金額で扶養判定します。退職所得があることにより所得税では控除の対象とならない方も住民税では退職所得を除くと配偶者控除・扶養控除の条件を満たします。

このようなケースの場合、現状では別途、住民税の申告をすることで配偶者控除・扶養控除を適用されました。しかし、ほとんどの方はそのことを知らずに住民税で控除されない状態が多く発生していました。

令和5年分からは、所得税では配偶者・扶養控除とならない方で住民税計算上退職所得を除けば控除対象になる方については扶養控除等異動申告書の記入する欄が新たに設けられました。これにより年末調整及び給与支払報告書で完結できるようになりました。また寡婦・ひとり親控除欄も同様な扱いになります。(担当 芝事務所 山本)